様式第10号(第17条関係)

(表)

第　　号

社会保険労務士業務
検　査　職　員　証

写

真

「所属庁名」

官職

氏名

年　　月　　日生

地方厚生局長
若しくは地方厚生支局長　印
又は都道府県労働局長

令和　　年　　月　　日交付

(裏)

社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)(抄)

(報告及び検査)

第二十四条　厚生労働大臣は、開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該開業社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員をして当該開業社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の事務所に立ち入り、当該開業社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人に質問し、若しくはその業務に関係のある帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格B8とする。